

議案第 6 2 号

岩倉市介護保険条例の一部改正について

岩倉市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 4 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市介護保険条例の一部を改正する条例

岩倉市介護保険条例（平成１２年岩倉市条例第４号）の一部を次のように改正する。

附則第６条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」及び「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和３年１月１日から施行する。

（延滞金に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の岩倉市介護保険条例附則第６条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。